

# 学校給食施設 Q&A

## 目次

- Q1 学校給食施設事業における「新築」、「増築」及び「改築」の基本的な考え方はどのようなものか。
- Q2 学校給食施設に関する対象内実工事費は、どのように算定すれば良いか。
- Q3 いわゆる本体施設の対象内実工事費の算出方法はどのようなものか。
- Q4 附帯施設の対象内実工事費の算出方法はどのようなものか。
- Q5 附帯施設において、器具運搬費、搬入据付費及び試運転費は、国庫補助対象となるのか。
- Q6 解体撤去費の国庫補助の対象範囲はどのようになっているか。
- Q7 学校給食施設事業に係る実績報告に当たり確認・留意すべき点は何か。
- Q8 学校給食施設事業において、実績報告に際し、特に提出すべき資料はあるか。

**Q1 学校給食施設事業における「新築」、「増築」及び「改築」の基本的な考え方はどのようなものか。**

(答) 学校給食施設事業における「新築」、「増築」及び「改築」の基本的な考え方は、それぞれ以下のとおりである。

「新築」…当該整備前において給食を提供する既存の学校給食施設を有しない学校のために、新たに学校給食施設を整備すること。

「増築」…既存の学校給食施設に対し、面積を増す整備を行うこと。既存施設を引き続き使用することとしつつ、純粋に増築する場合のほか、例えば、単独校調理場を改築する際に、既存施設に対し、施設規模を大きくして建て直す場合の面積の増加分が含まれる。

「改築」…構造上危険な状態にあること等から、当該整備前において給食を提供する既存の学校給食施設を有する学校のために、当該既存施設に代わるものとして改めて学校給食施設を整備すること。(既存施設とは別の敷地に新たな施設を整備するとしても、新たな施設から給食を提供しようとする学校が当該既存施設から給食の提供を受けている場合は、「改築」に当たる。)なお、内部改修は、「改築」には含まれない。

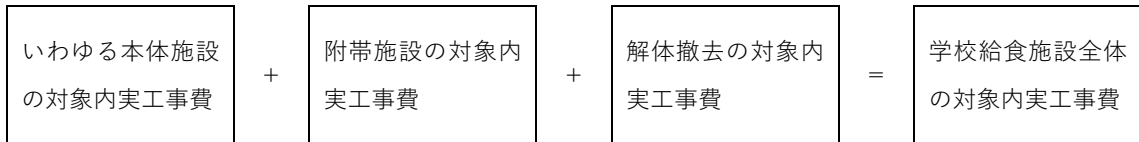
**Q2** 学校給食施設に関する対象内実工事費は、どのように算定すれば良いか。

(答) 学校給食施設に関する対象内実工事費は、いわゆる本体施設の整備に要するもの、附帯施設の整備に要するもの及び解体撤去(※)に要するものに大別される。

よって、学校給食施設に関する対象内実工事費の算定に当たっては、まず、当該整備に要する経費全体から、工事費以外の経費(例えば、用地取得費や備品費等)を除いた上で、対象内実工事費になりうる経費を、いわゆる本体施設の整備に要する経費、附帯施設の整備に要する経費及び解体撤去費にそれぞれ区分し、各経費の対象内実工事費を算出し、それらを合計して当該学校給食施設に係る全体の対象内実工事費を算定する。

※ 新たな学校給食施設の整備に当たり既存の学校給食施設の解体撤去を併せて実施する場合に限る。

(問6参照)



**Q3** いわゆる本体施設の対象内実工事費の算出方法はどのようなものか。

(答) 学校給食施設のいわゆる本体施設の対象内実工事費は、以下のとおり算出される。

$$\boxed{\text{実施単価}} \times \boxed{\text{配分基礎面積 (= 交付対象面積)}} = \boxed{\text{いわゆる本体施設の対象内実工事費}}$$

ここでいう「実施単価」とは、いわゆる本体施設の整備に要する経費(経費の内容上国庫補助対象外になるもの(例えば、既存施設の一部を改修しつつ増築する場合の改修費や契約上工事費に含まれているものの備品等として対象外経費とすべきもの等)を除き、交付対象面積を超過する面積に相当する額を含む。)を、交付対象面積を超過する面積を含む学校給食施設全体の延床面積(※)で除して、算出する。なお、算出した単価について、1円に満たない端数のある場合には、この端数は切り捨てるものとする。

※ 建築面積ではないことに注意すること。

**Q4** 附帯施設の対象内実工事費の算出方法はどのようなものか。

(答) 学校施設環境改善交付金において国庫補助対象となる附帯施設は、運用細目第4-7「学校給食施設基準」の各表の「対象品目」欄に限定列挙されており、当該欄に含まれるもののうち、対象内経費を積み上げて算出したものが附帯施設に係る対象内実工事費となる。

なお、対象となる附帯施設について、処理能力や台数、金額に一律の基準はないが、学校給食施設として不要なもの、あるいは、学校給食施設として必要であっても、国庫補助と関係のない学校給食（例えば、特別支援学校の幼稚部や高等部の学校給食）の提供のために専ら必要な施設は、たとえ品目として対象となるものだとしても、対象経費とはならない。

附帯施設に係る対象内実工事費は、交付対象面積内外により按分する必要はなく、また、基準金額以上であっても差し支えなく、上記に基づき、対象内経費を積み上げたものが附帯施設に係る対象内実工事費となる。

**Q5** 附帯施設において、器具運搬費、搬入据付費及び試運転費は、国庫補助対象となるのか。

(答) 国庫補助の対象となる附帯施設に係る器具運搬費、搬入据付費及び試運転費は、附帯施設の整備に要する経費として国庫補助対象となる。なお、国庫補助対象外の附帯施設に係るものを含め、当該経費が一体で計上されている場合には、適切な按分が必要である。

**Q6** 解体撤去費の国庫補助の対象範囲はどのようになっているか。

(答) 事業の実施に伴い併せて撤去する当該事業に係る既存の学校給食施設の解体撤去費は、国庫補助対象となる。なお、いわゆる交付対象面積を超過する面積についても、按分の必要はなく、国庫補助対象となる。また、施設の統合に伴い使用しないこととなる学校給食施設の解体撤去費も対象となる。（改築工事の前年度又は次年度に解体撤去のみを実施する場合は、解体撤去のみで改築事業として申請可能である。）

ただし、既に廃止済となっている学校給食施設や休校等により既に恒常的に使用していない学校給食施設は、国庫補助対象とはならない。

**Q7** 学校給食施設事業に係る実績報告に当たり確認・留意すべき点は何か。

(答) 実績報告に当たり特に確認・留意いただきたい点として、例えば、以下が挙げられる。

- (1) 交付決定において、炊飯給食施設やアレルギー対策室等が配分基礎面積に含まれているか。また、  
 どのような付帯施設が配分基礎額に含まれているか。(例えば、厨芥処理機や自家発電機、廃水処理施設が入っているか。) 配分基礎額に解体撤去費は含まれているか。(これらが含まれている場合、(2)で示すように、それらが適切に実施されたかどうかを実績報告の際に確認する必要がある。)
- (2) 交付決定時における構造、施設区分ごとの配分面積、建築単価等について、実績報告時に変更があるかどうか。
- (3) (2)に関し、図面等で確認できているか。(例えば、当初予定されていた炊飯給食施設が整備されていなかったり、配分基礎面積より小さく整備されていたりした場合は、相当する金額の減額が必要となる場合がある。)
- (4) 実工事費に対象外経費は含まれていないかどうか。(適切に除外することが必要である。)
- (5) その事業で整備する面積等を延床面積として確認しているか。(整備する面積等を誤って建築面積で認識して、実工事費を算定していた場合、延床面積で改めて算定することが必要である。)
- (6) 対象内実工事費の算定に当たり、超過面積分を含めていないか。(超過面積がある場合、適切に交付対象面積内外による按分が必要である。)

**Q8** 学校給食施設事業において、実績報告に際し、特に提出すべき資料はあるか。

(答) 「学校施設環境改善交付金事業の実績報告等について(通知)」(平成29年3月2日付け28施施助第28号施設助成課長通知)に規定する資料のほか、以下の資料を添付することが求められる。なお、これらの資料に加えて、必要に応じて、その他の関係資料の提出を求めることは、必ずしも否定されない。

- (1) 事業実施全体面積、施設区分ごとの実施面積等の面積が分かる資料
- (2) いわゆる本体施設の整備に要する経費のうち、補助対象外経費の内容が分かる資料
- (3) 整備する付帯施設及びその補助対象内外の内訳を示す資料

また、配置図又は平面図においては、基準面積に含まれる炊飯給食施設やアレルギー対策室が整備された範囲が明示されていることが求められる。